

広島県告示第五百九十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項の規定によって、指定居宅サービス事業者として次の者を指定した。

平成二十四年六月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

| 指定居宅サービス事業者 | 主たる事務所の所在地 | 名称 | 居宅サービス事業所 | 所在地 | サービスの種類 | 指定年月日 |
|--------------|------------------|----------------|------------------|------|------------|-------|
| | | | | | | |
| アースサポート株式会社 | 東京都渋谷区本町一丁目八番七号 | アースサポート三原 | 三原市宮浦六丁目一番三五号 | 訪問介護 | 平成二十四年六月一日 | |
| 広島オフィス産業株式会社 | 三原市糸崎二丁目四番五号 | いとぎきデイサービスセンター | 三原市糸崎二丁目四番五号 | 通所介護 | 平成二十四年六月一日 | |
| 合同会社光輝会 | 東広島市西条町吉行二一五四番地一 | 吉行デイサービス | 東広島市西条町吉行二一五四番地一 | 通所介護 | 平成二十四年六月一日 | |
| 医療法人友安会 | 東広島市西条御条町一番二五号 | デイサービス友安 | 東広島市西条御条町一番二五号 | 通所介護 | 平成二十四年六月一日 | |